

第2次石井町子どもの読書活動推進計画

令和2年3月

石井町教育委員会

目 次

第1章	子どもの読書活動推進の基本的な考え方	
1	「石井町子どもの読書活動推進計画」策定の趣旨	1
2	石井町の子どもの読書活動の現状	1
3	基本方針	2
4	推進計画の体系	3
5	推進計画の期間	3
第2章	今後の子どもの読書活動推進のための取組	
1	家庭における子どもの読書活動の推進	4
2	地域における子どもの読書活動の推進	6
①	公民館における推進	6
②	放課後児童クラブ等における推進	9
③	民間団体等における推進	10
3	学校等における子どもの読書活動の推進	12
①	幼稚園・保育所等における推進	12
②	小学校・中学校における推進	16
第3章	家庭・地域・学校の連携による子どもの読書活動推進	23
第4章	子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成	24
コラム	中央公民館	25
【 資料 】		31
①	石井町「子どもの読書活動推進計画」策定委員会 委員名簿	
②	「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月	
③	「学校図書館法」昭和28年8月	

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

1 「石井町子どもの読書活動推進計画」策定の趣旨

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、生きる力の基礎を養う上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

しかし、今日のテレビ、インターネット等の様々な情報メディアの急速な発達・普及による情報源の多様化や、携帯電話・スマートフォン・オンラインゲームなどによる子どもの生活環境の変化により、子どもたちの「読書離れ」が指摘されています。このような状況を踏まえて、国は、子どもの読書活動の推進に向けた取組を進めていくために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

この法律に基づいて、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が、さらには、平成20年3月には、第一次基本計画期間における成果や課題、情勢の変化等を検証し、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次推進計画）が、平成25年5月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）が策定されました。

徳島県においては、同法律・基本計画を受け、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」〔第一次推進計画〕が、平成21年3月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」〔第二次推進計画〕が、平成26年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」〔第三次推進計画〕が策定されています。

平成30年4月、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）が策定され、県においても令和元年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」〔第四次推進計画〕が策定されています。

本町においても、国及び県の計画の趣旨に基づいて「石井町子どもの読書活動推進計画」を策定し、今後の施策の方向性と具体的な取組を示し、石井町の子どもの読書活動をさらに推進していきたいと考えます。

2 石井町の子どもの読書活動の現状

本町において、子どもの読書活動に関する取組は盛んに行われています。保育所等・幼稚園・小中学校における、読み聞かせ活動や一斉読書の取組は定期的に行われており、また「図書だより」等による家庭読書に関する保護者の啓発も行われています。

さらに、地域の読書団体・ボランティアによる「おはなし会」や、読み聞かせの活動も熱心に展開されています。

しかし、本町には図書館がなく、公民館等を地域の読書の場として活用しているものの、すべての子どもにとって読書活動に取り組む環境が整備されているわけではありません。本町の子どもの読書活動をより一層推進するためには、家庭・地域・学校の連携および協力による社会全体としての取組と、そのための環境整備が求められています。

3 基本方針

(1) 子どもの自主的な読書活動の推進

読書活動は、子どもたちの読解力・思考力・表現力等の、生きる基礎となる力を養うことのできる行為です。このため、子どもが自分から進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しつつ、その自主的な読書活動を推進・支援していくことが重要です。

(2) 家庭・地域・学校等社会全体での取組の推進

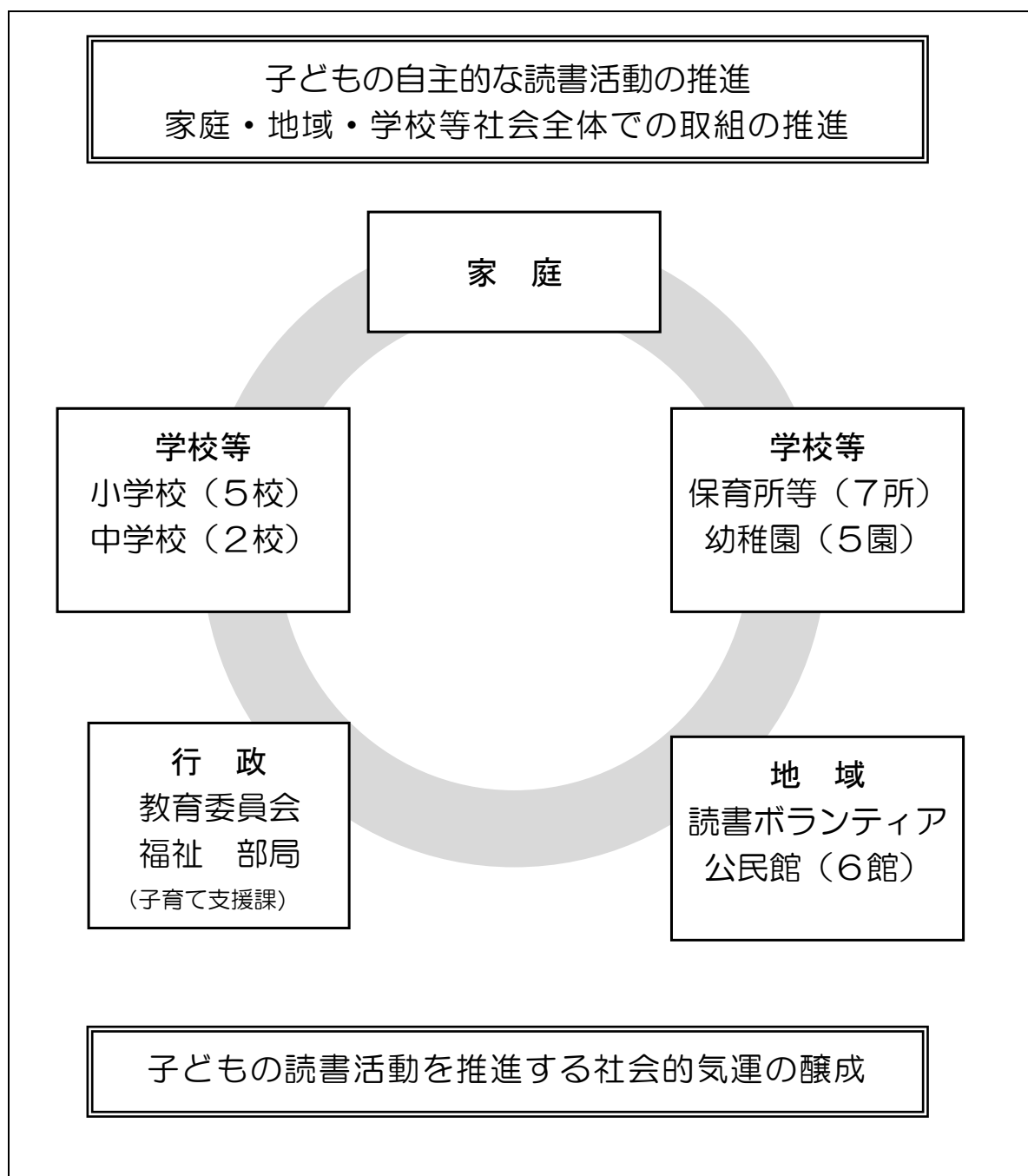
子どもが読書に親しむ機会の充実に向けて、家庭・地域・学校等社会全体での取組が必要です。各関係機関・民間団体等が密接に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進することが求められています。

(3) 子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成

子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者・教員・保育士等の子どもに身近な大人が、子どもの読書活動に理解を示し、深い関心を寄せることが必要です。

そのため、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を行います。

4 推進計画の体系



5 推進計画の期間

計画の期間については、令和2年度からおおむね5年間とします。

第2章 今後の子どもの読書活動推進のための取組



1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町では子育て支援課と主任児童委員・保育所等との連携により、平成20年度から始められた「ブックスタート」事業が、令和元年度に11年目を迎えました。

「ブックスタート」事業とは、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動を行う事業です。石井町では4～5ヵ月健診の際に、毎回ボランティアスタッフが保護者と赤ちゃんに向けて1組ずつ対面スタイルで読み聞かせを行い、絵本を配布する活動を行っています。読み聞かせをしていると、4～5ヵ月の赤ちゃんが笑ったり、喃語（^{なんご}乳児のまだ言葉にならない発声）を発したり、絵本を触ろうとしたりと様々な反応をします。絵本を通じて保護者と一緒に喜び、子育ての楽しさを感じてもらえるよう言葉掛けをしています。

しかしながら、核家族が増加し、子育てに戸惑いや不安などを抱え、子どもに関わる余裕がない家庭も散見されます。なかには保護者自身が周囲から読み聞かせをうけた体験がないと打ち明けてくる方もおり、そのような保護者に「絵本を読み聞かせることはよい」、「継続して子どもに読み聞かせをしていく」ということは、ハードルが高いのではないかという課題もあります。

そこで、その課題を解決するために、当町の「ブックスタート」事業では、ボランティアスタッフと共に「保護者に読み聞かせる」ことで、絵本を読んでもらう楽しさを保護者自身に感じてもらう工夫をしています。父や祖父母と一緒に健診に来ている時には、その家族に対しても読み聞かせを行っています。

絵本を繰り返し読み、保護者の声を聞かせてあげることで、豊かな言葉の発語を促すとともに、愛着の形成へ繋がることなどを、分かりやすく伝える工夫をしています。

「ブックスタート」事業では、絵本は赤ちゃんが初めて出会う本として大切に捉え、絵本の読み聞かせは今後の子どもたちの読書への楽しさを感じる土台となることを保護者に伝えながら、これからも子どもたちの読書活動の普及啓発活動に取り組んでいきます。

子育て支援課による「ブックスタート」事業で配布する絵本の選定基準について

家庭において絵本を選ぶ際は、かわいいものや見栄えのするものなど、保護者の好みに依りがちな本が選ばれることも想定されます。

そのため、子育て支援課ではあえて流行を追わず、子どもの発達にあったファースト絵本にふさわしいものを、内容面などと併せて選定しています。

また、兄弟・姉妹のいる世帯については、兄弟・姉妹間で配布する絵本が重ならないように配慮を行っています。

【具体的な方策】

- 保健センター・主任児童委員・読書団体等と連携し、「ブックスタート」事業を推進します。
- 乳幼児健診などの機会を利用して、子育て支援施策と連携した取組により、子どもの読書活動を推進します。
- 町のホームページにおいて、読書活動の推進に関する情報提供に努めます。
- 読書活動に関する講演会や研修会への参加を働きかけます。
- 家族ぐるみの公民館読書コーナーの利用を働きかけます。
- 家庭での発達段階に応じた選書の参考となるように、提供する絵本と同時に、都道府県の配布する資料の他、中央公民館図書室が作成したブックリストを配布します。
- 地域で子育てを見守っているという実感を保護者にもってもらえるように、主任児童委員に必ず毎回1名参加してもらうことで、フォーマル・インフォーマルな人材の輪の醸成に注力しています。
- 予算が限られており、現状では1冊ずつしか絵本をプレゼントできていないため、多様な読書体験を気軽に始められるよう、他の自治体と同様に、最大3冊程度の本を各家庭に提供すべく、今後も予算要求を行っていきます。
- 読み聞かせに充てる時間は5～10分程度と短時間ですが、ボランティアスタッフとの関わりの中で、育児の質問を受け付けたり、子どもの読書活動に関連する支援情報を含んだ子育て支援の情報提供を行うことで、保護者の読み聞かせや読書活動への関心を高める活動を積極的に行っていきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

① 公民館における推進

【現状と課題】

本町には、6館の公民館（本館と各地区の5つの分館）があり、本館の石井町中央公民館内に図書室（図書コーナー）を設置し、住民が自由に利用することができます。

石井町役場のホームページやInstagram、広報誌には、石井町中央公民館の図書案内や読書週間のイベント情報、各月ごとの新刊図書案内・大人向け特集・絵本特集・ヤングアダルト特集などの図書情報を、毎月掲載しています。また、各月ごとの新刊一覧を、CATVで放送しています。

さらに、令和元年度から、2016年に老朽化により引退した石井町移動図書館車『ふじっこ号』の後継にあたる『ふじっこ2号』による移動図書館車の町内巡回も再開し、公民館まで足を運ぶことが難しい町民の方にも、広く図書に親しんでいただくことができるようになりました。

図書館がない本町にとって、石井町中央公民館は、地域の中心的な読書施設となります。子どもの読書活動推進のために、図書館と同等の役割が期待されるため、スペースの活用・蔵書の内容等について、今後さらなる環境づくりが必要です。

利用者のニーズも、年々多様化・高度化してきており、自室の資料で対応できない場合は県立図書館の相互貸借サービスを積極的に活用しておりますが、当町の図書『室』では他の図書『館』のように多くの図書館と相互協力貸借を結ぶことが困難となっています。そのため、現況では相互貸借協力が締結されていない他町等の図書館にのみに資料が所蔵されている場合、提供することができないというケースも発生しています。

図書館になれば県立図書館だけでなく県内の他の図書館との相互協力貸出も可能になり、より多くの本を利用者に提供することができるようになります。しかしながら、現状では図書館を新たに建立することは町財政等の面からも困難であるため、単独立館へ向けて内外に働きかけながら機能を充実させ、町民の憩いの場・生涯学習の場としての責務をよりよく果たすことができるよう、取り組んでいます。

その一環として、中央公民館図書室では展示様式の工夫のほか、蔵書の充実にも力を注いでいます。増税の影響もあり、資料費が高騰するなか限られた予算の中ではありますが、より多くのニーズに対応した広範な選書を行えるよう、選書会議において当該年度に刊行された書籍の中から、利用者のリクエストや図書室職員による推薦のあった約100冊の候補のうち、平均して一般書を約50冊・児童書と絵本を合わせて約30冊の計約80冊の新刊を購入しています。（*平成30年度新刊案内から計上・定期刊行物含まず）

しかしながら、なるべく多くのニーズに応え、資料に偏りが出ないよう広範に資料を収集している関係から、偏向的な内容で資料の利用の頻度が低いと思われるものや、高

額な書籍は多数購入することが難しい状況です。そのようなリクエストについては県立図書館に購入リクエストをかけるなど、可能な限り資料提供が適うよう努めておりますが、すべてのニーズに応えることは難しいという課題があります。

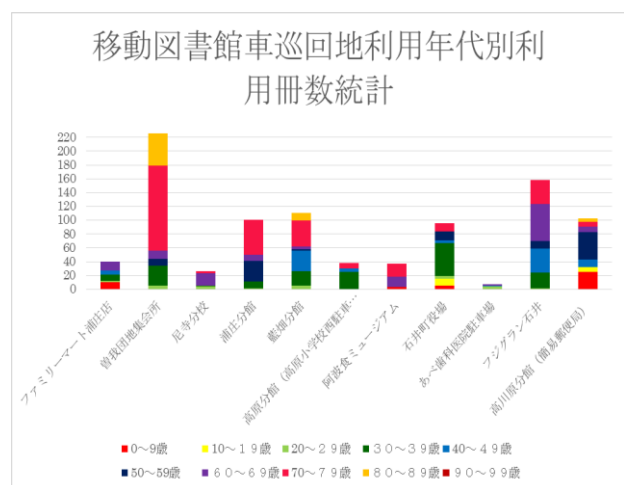
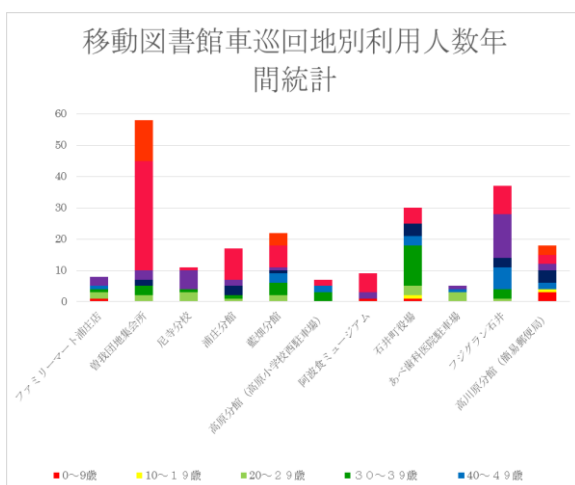
令和元年度から再開した移動図書館事業においては、巡回を再開したばかりで認知度が低いということもあり、未だ若年層の利用が少ない状況です。こちらに関しても図書室同様に、広報活動や児童向けの企画運営、巡回地や時間の再検討などを精力的に行い改善に取り組んでいく必要があります。

令和元年度の移動図書館車巡回地別統計及び貸出冊数統計によると、利用人数上位3箇所は曾我団地、フジグラン石井、石井町役場であり、貸出冊数上位3箇所は曾我団地、フジグラン石井、藍畑分館という結果が出ています。このことから、住宅密集地や地域の買物圏、読み聞かせ会の実施区域での利用が特に顕著であるといえます。

また、年齢層ではいずれの統計でも70代、60代、30代が上位3位を占めており、若年層の利用は少なく感じられますが、いずれの場合も、父母や祖父母のカードで子どもに読み聞かせる本を借りるなどしているケースも含まれるため、潜在的な幼年利用者は統計数値以上存在すると考えられます。

以上のことから、若年層の利用率の促進のためには、現在利用率の高い養育者世代や、高齢者世代の「家読」「親子読書」の普及啓発に励むと共に、交通手段や行動範囲の限られやすい両世代が継続して通いやすい巡回地の増設や時間帯の変更を考慮していくことが肝要であるといえます。

さらに、利用率が他と比べて統計上低くなっている10～19歳の学齢期の児童生徒層に対しても、学校との協同も視野に、個人カード作成の促進や通学圏内の利用しやすい巡回地のリサーチなどの取組も順次行っていく必要があります。



【具体的な方策】

- 子どもが本に親しみ、利用しやすい読書コーナーの充実に努めています。
- 子どもが興味を持って読書に取り組めるような図書の実を充実に努めています。
- 町のホームページ等で、読書活動の推進に関する情報提供に努めています。
- 親子読書会やボランティアによる「おはなし会」の開催など、社会教育講座の開催を促します。
- 学校・ボランティア団体・地域住民等と連携し、子どもの読書への関心を高め、興味を持ってもらえるような活動に取り組めます。
- 研修を通じ、司書の読書活動に関する意識の高揚を図ります。
- 寄贈された本や県立図書館との相互貸借サービスを活用しています。
- 毎月の特集の他にも小さな特集を行い、館内展示に力を入れて、新刊・既刊を問わず所蔵資料に興味を持ってもらえるように、魅せるディスプレイの工夫や利用者の要望に応える為の選書会議を行っています。
- 職場体験によって地元中学校の生徒を受け入れ、実際の図書室業務に触れ、図書への理解を深める機会を設けています。
- 毎年春と秋の読書週間に、利用者が読書に親しめるよう、企画と館内展示を行っています。
- 移動図書館車による町内巡回・車載リクエスト等を行い、中央公民館に足を運ぶことが難しい遠方の利用者への資料提供に尽力しています。
- みらいフェスタ等の町内イベントに積極的に参加し、移動図書館車を展示する等、町民に広く移動図書館車が再開したことを知ってもらえるよう、移動図書館車の知名度を上げる活動を精力的に提案していきます。
- 図書室内に英字地球儀と、国際的な内容の本や英字の児童向け書籍・絵本等を集めたグローバルコーナーを新設し、国際意識の醸成や学校における英語教育の早期化にも対応できるように工夫を行っています。
- 読書通帳（読書の記録）サービスを開始し、利用の促進や読書意識の高揚を図っています。
- 町内施設等への団体貸出や地域ボランティア団体『ふじちゃんず』による移動車巡回時の読み聞かせ等、初等教育期における読書習慣の普及啓発活動にも注力しています。
- 夏休みの課題研究・自由研究等への活用も出来る資料を増強し、図書室の『学習センター』としての機能向上を図っています。

② 放課後児童クラブ等における推進

【現状と課題】

本町では、5地区に8つの放課後児童クラブ（学童保育）と、1つの放課後子ども教室が開設されています。

放課後児童クラブについては、石井学童にこにこクラブ第1・第2・第3クラブ、高原学童キッズクラブ、高川原なかよしクラブ、第2なかよしクラブがそれぞれ各小学校近くの学童施設で活動しています。浦庄ともだちクラブ、藍畑学童保育クラブは、各小学校の空き教室を利用して活動しています。

また、放課後子ども教室（スマイル）については、石井小学校の図書室を利用して活動しています。

放課後の子ども達の生活を充実させる取組が、各保育クラブや子ども教室で行われており、地域の読書ボランティアによる読み聞かせを利用し、子どもが読書に親しむ機会を今後も継続していきます。

【具体的な方策】

- クラブ便りなどを通して、保護者に子どもの読書活動の意義や重要性についての理解促進を行います。
- 今後も学校や地域の読書ボランティアと連携を図り、「読み聞かせ」等の実施の継続に努めます。
- 子どもが本に親しむ機会を確保するため、読書環境の整備・充実を図ります。
- 指導員研修などの機会をとらえ、読書活動に対する意識の高揚を図り、保育クラブ・子ども教室における読書活動の充実につなげていきます。

* 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

（厚生労働省所管事業）

* 放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な環境のもと、子どもたちが様々な活動を行う事業。（文部科学省所管事業）

③ 民間団体等における推進

【現状と課題】

本町の読書団体・読書ボランティアの活動は、読み聞かせの活動を中心として、町内の保育所等・幼稚園・小学校・中学校・公民館等で実施されており、地域に根ざした活発な取組が行われています。

現在の読書ボランティア団体としては、「石井町ひよこクラブ」が石井町中央公民館及び藍畑分館、浦庄幼小・高川原幼・放課後子ども教室・地域子育て支援施設・保健センター等で、「移動図書館車応援隊 ふじちゃんず」が公立幼稚園・保育所で活動しています。また、「高川原小学校 あかりの会」・「石井中学校PTAはぐくみ読書応援隊」などが、それぞれ該当の学校で活動しています。多いところでは週に4回の読み聞かせ活動を行っており、その活動は着実に効果を上げています。

また、ボランティア団体のメンバーとして、保護者・教員OBだけでなく広く地域の有志の方々も積極的に参加しています。活動場所も学校だけではなく、公民館等で社会教育講座の一環として行われることも多くあります。

ボランティアの活動が広がる一方で、人員確保は充分といえない状況にありますが、子どもの読書活動を支えるため、今後も学校、社会教育施設等と民間団体とのネットワークをより充実させる必要があります。

【具体的な方策】

- 学校と連携して、読み聞かせ等の活動を実施します。
- 公民館等と連携し、「おはなし会」などを開催することにより、地域に根ざした活動を展開します。
- 読書ボランティア養成講座や研修会の開催に努めます。
- 各種事業と連携し、民間団体の活動の広がりを支援します。
- 民間団体の活動を支援するため、積極的に資料を提供するとともに、ネットワーク形成の契機づくりを行います。(県「徳島子供読書ネットワーク」への登録)

* 徳島子供読書ネットワーク
徳島県内の子ども読書団体・ボランティアをネットワークでつなぐ試み。
県内の希望団体が登録し、WEBページにより団体の連絡先等の情報を公開し、各学校・図書館・行政団体が利用できるツールとする。

読み聞かせ・お話をを行う団体		
団体名	活動場所	活動回数
石井町ひよこクラブ	石井町中央公民館及び藍畑分館・浦庄幼小・高川原幼・放課後子ども教室・地域子育て支援施設・保健センター・障がい者施設（れもん）等	年240回
おはようおはなしクラブ	石井小学校	月3回 (年27回)
高川原小学校あかりの会	高川原小学校	週1回
藍畑はぐくみクラブ よみかたりサークル	藍畑小学校	月2回 +年1回
お話ボランティア 藍♡アイ	藍畑幼稚園・高川原幼稚園	週2回 +年1回
石井中学校PTA はぐくみ読書応援隊	石井中学校	月1回
にじぐみ (さくら認定こども園地域子育て拠点事業)	さくら認定こども園（にじぐみ） 藍畑分館・町外書店	年間240回 (にじぐみ月18回、一般書店月1回、藍畑分館月1回)
移動図書館車応援隊 ふじちゃんず	公立幼稚園・保育所	移動図書館車運行日 (年21日・24回)
くれよん (高原幼稚園OG)	高原幼稚園	不定期
あすなる会	石井幼稚園	年2回
ふじっこおばさんの会	高川原幼稚園	年1回
とくしまお話を語る会	石井幼稚園・藍畑小学校	学期1回
その他の団体		
団体名	活動内容	活動回数
NPO法人 こどもねっといしい	子どもとお母さんの勉強室よみきかせ講座 土曜日サロンでのお話会 ひな祭り・七夕等行事でのお話会 絵本の選び方講座 光の子保育園との連携による絵本の貸出	月1回 月1回 年4回 年1回 随時
いちご文庫	本の貸し出し・クリスマスお話会	週1回

石井町内で子どもの読書推進活動に関わるPTAを含む民間団体

3 学校等における子どもの読書活動の推進



① 幼稚園・保育所等における推進

【現状と課題】：公立幼稚園・保育所

幼稚園では学級担任の読み聞かせや、絵本コーナーで自由な雰囲気の中で友達と絵本を見るなど、絵本に親しむ機会が毎日あります。また、絵本を通して家庭や地域・小学校との交流も継続しています。

地域との交流では、読み聞かせボランティアの「ひよこクラブ」「藍♡愛」「とくしまお話を語る会」がそれぞれの幼稚園へ来園して、園児に読み聞かせをしてくれたり、移動図書館車ふじっこ2号と「ふじちゃんず」が定期的に来園しめずらしい絵本を運んでくれ、「ふじちゃんず」とともに開放的な戸外で絵本を見たりと、園児が様々な環境で絵本に親しんでいます。地域のボランティア団体「あすなる会」「ふじっこおばさん」も来園し、温かな祖父母の目線で園児とお話や交流を楽しんでいます。また、隣接する小学校の親子読書に参加する幼稚園もあり、各園で特色のある交流を図っています。

園児は毎週末には、幼稚園で好きな絵本を借りて帰り、土日にゆっくりと家族で絵本の読み聞かせを楽しんでいます。幼稚園から、絵本の読み聞かせの効果や、園児の好きな絵本・新刊の紹介を園便りや絵本便りなどで保護者に発信することで、家庭での読書活動の推進に努めています。

しかし、次々に出版される心引かれる新刊の購入が難しかったり、貸出しで絵本が傷むなど、園児の興味や関心に合った絵本や冊数を十分確保することが難しいという課題があり、今後も改善に向けて取り組んでいきます。

保育所でも、日常の保育活動において、保育士が子どもたちの年齢や興味に合ったものや、その日の遊びを充実させるための絵本を選び、毎日集団の中で読み聞かせをしています。保育所での読み聞かせにより、子どもたちはその絵本の世界を共有し、心を響き合わせて友達との関係を深めています。

また、保育士が子どもの年齢に応じて選んだ絵本を、個人用絵本として毎月保護者に購入してもらっています。子どもたちは自分の絵本を持つことで絵本を大切に扱い、好きなときに自分で見ることができ、自分で片付けもできるようになってきています。月刊絵本として保育所で読み聞かせた後は家庭へ持ち帰り、絵本を通して親子で楽しい時間を共有してもらっています。

定期的な移動図書館車の訪問にあわせ、地域のボランティア団体移動図書館車応援隊「ふじちゃんず」による読み聞かせやお話会を行い、たくさんの絵本に触れたりお話を聞いたりして絵本に親しんでいます。

保育所ではこうした活動以外に、保育所の絵本の貸し出しを行ったり、3歳児は、毎週金曜日に子どもが好きな絵本を借りて帰ったりと、家庭での読み聞かせを通して親子で絵本に親しむ機会を作っています。

一方で、広い絵本コーナーの確保の難しさ、絵本の傷みや数の不足といった課題があり、貸出の利用が少ないといった問題が残されています。すべての乳幼児が、親子で絵本を見たり選んだりすることが楽しくなるような魅力ある絵本コーナーにするためにも、課題の改善に取り組んでいく必要があります。

0歳から6歳の乳幼児期に絵本に親しむ機会を多くつくり、様々なことを想像し表現する楽しさを味わうことは、豊かな感性を育み将来の読書活動の基礎となります。

株式会社創建による『平成30年度 文部科学省委託調査 子どもの読書活動の推進に関する調査研究報告書』によると、就学前の頃に読み聞かせをしていた家庭では、本を読まない子どもの割合が、読み聞かせをしていなかった家庭よりも少ないという調査結果が出ています。このことから、乳幼児期の読み聞かせ体験はその後の読書活動にも大きく寄与するものであるといえます。乳幼児期から、それぞれの発達段階を通じて継続して読書に親しむことができる環境作りの一助として、今後も保護者や地域の読書ボランティアの方々と連携を図り、発達段階に応じた読書活動への理解を保育者とともに深めながら、幼稚園・保育所における読書活動が推進するよう協働し、これらの課題の改善に取り組んでいきます。

【現状と課題】：民間保育所等

民間保育所等では、子どもの絵本の読み聞かせ活動を中心に様々な取組を行っています。

0歳児から読み聞かせを行っている保育所等では、保育生活の中で、子どもが自由に活動する時には近くに絵本があり、いつでも自然・季節・行事や個々の発達、興味関心に合わせた様々な絵本にふれあえるような環境づくりを行っています。保育者の絵本を読む声に耳を傾けながら絵を見て、絵本を通じて知らない世界を感じたり、自分で絵本のページをめくるなかで、子ども自身が新しい発見ができるようにしています。なかには、集団に向けて一日3回以上絵本の読み聞かせを行っている保育所等もあり、「♪おはなし、おはなし…♫」と絵本が始まる歌を歌うと、子どもたちが集まってきます。好きな絵本をリクエストして、保育者や友達と一緒に繰り返しのフレーズを言ったり、ひやひやする場面では息をおさえて待ったりする姿が見られています。遊びの中では、保育者の真似をして絵本に触れる姿も見られています。

特に季節の行事の際には、大型絵本の読み聞かせや、それぞれの行事に合わせた絵本の展示・利用にも積極的に行っています。絵本の読み聞かせを通じて得た体験を、日頃の絵本の世界をイメージした制作活動やオペレッタ（普通のせりふと歌の混じった軽い内容のオペ

ら。喜歌劇。)などの表現遊びにも活かしています。

また、民間団体・企業や町内公立学校との協同も盛んに行われています。NPO法人こどもねっといしいへの絵本の貸出や、藍畑公民館・町外書店での読み聞かせ会等の開催、職場体験の一環として、中学生の読み聞かせ体験を行う保育所等もあります。

また、『保育所等と家庭との共有』として、保護者の方に購入希望を伺いながら月間絵本をお渡しし、保育所等で親しんだ絵本を保護者に読み聞かせしてもらっています。家庭での読み聞かせの習慣づくりの一助として、忙しい保護者の方に代わって絵本を選定し、季節や年齢に応じた人気の絵本を紹介しています。保育所等で絵本にふれあう様子は、クラスだよりや連絡帳を通じてお知らせしています。

今後の課題としては、核家族化が進み、時間に追われる家庭が増えているなか、絵本の読み聞かせを行うよりも、テレビやパソコン（スマートフォン）の利用が増えているため、絵本の読み聞かせを行う機会を増やしていく必要があります。

近年、子どもの国語力・読解力の低さが問題になっており、その背景には読書時間の減少が挙げられています。幼児期は家庭で積極的な読み聞かせを行い、「言葉に対する信頼感」を育てる重要な時期だと言われています。

今後も保育所等で絵本にふれ、読み聞かせを積極的に行う等、改善に取り組みます。

【具体的な方策】

- 乳幼児が言葉や絵本に出会う機会を増やす環境づくりを進めます。
- 保護者、民間団体、図書室、学校との連携協力等による多様な取組を工夫します。
- 絵本コーナーの活用によって、幼児・保護者への絵本の貸出を促進します。
- 研修により、発達段階に応じた絵本の選択・読書活動の意義の理解等について、教職員の意識の高揚を図ります。

◎各幼稚園での活動風景



移動図書館車で園児自らが進んで本を選んでいます



クラスでの毎日の読み聞かせ



保育者と1対1での読み聞かせ

ボランティア団体の園全体での読み聞かせ

◎各公立・民間保育所等での活動風景



複数人への読み聞かせの様子



移動図書館車で本を選んでいます



皆で仲良くお話を聞いています



自分から進んで絵本に触れています



絵本にでてくるポーズをみんなでいっしょにまねします



行事(節分)の大型絵本読み聞かせ



日常の幼児絵本の読み聞かせ



絵本の中身に合わせた掲示物と共に



今月の新刊コーナー



貸出できる絵本のコーナー



保育者の膝の上でお話を楽しむ姿も

② 小学校・中学校における推進

【現状と課題】：石井・浦庄・高原・藍畑・高川原小学校

本町の5つの小学校では、全校一斉の読書活動、読書感想文コンクールの実施、「1・2年生のどくしょにつき おすすめの100冊」の展示及び1・2年生による「どくしょにつき」活動、参観日等を利用した保護者への啓発等の活動が熱心に行われています。

「どくしょにつき」とは、2017年から行われており、毎年1年生に配布される「どくしょにつき」用の日記帳に掲載された本を1冊読むごとに、絵本のシールと感想で記録をつけることができる日記帳です。

10・20・30・40・50・75冊と読み進めるごとに「こころの本だな」シールを貼ることができ、100冊の絵本すべてを読み切ると、達成シールを貼ることができるようになっています。達成すると、担任の先生からのメッセージ付のミニ賞状を受け取ることができ、児童の達成感を充足させ読書意欲を向上させることに一役かっています。

また、中央公民館図書室にも「どくしょにつき」のブックリストに掲載されている本用の特設コーナーが常設されており、「どくしょにつき」に使用することができるため、地域の図書室との相互利用の向上にも活かされています。

「町内の各小学校の読書に関する調査」の統計データによると、児童の平均読書時間は約27分という調査結果が出ており、朝読書等の活動の成果が十分に感じられます。学校図書館活動の活性化のために、夏休みには児童と保護者による図書館開館を行ったり、排架の工夫や国語の授業との関連性をもたせた図書の紹介を行う等、各校それぞれに積極的な活動を行っています。今後も読書週間等に合わせた読書フェスティバルの実施、多読賞の表彰をはじめ、より児童に読書への興味関心をもたせる活動を行っていきます。

同調査による蔵書数の調査（別表）によると、町内各小学校では学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）に基づく標準蔵書数を満たしているものの、今後一層の蔵書の拡充ないし地域の支援団体や公民館図書室等の他団体との協同によって、魅力ある学校図書館・読書環境づくりを実施していく必要があります。

別表：石井町内各小学校の読書に関する調査（1 蔵書数）より

	石井小学校	浦庄小学校	高原小学校	藍畑小学校	高川原小学校
蔵書数	36,836	11,622	8,273	7,500	8,651
学級数	21 (18)	9 (6)	12 (10)	8 (6)	14 (12)
標準蔵書数	10,360	5,080	7,000	5,080	7,960

() は通常学級数。標準蔵書数は通常学級のみで算出した場合の数値。

【具体的な方策】

- 子どもが読みたい本の情報を把握し、本に親しみを持てるように、図書室や学級文庫・図書コーナーなどの環境づくりを行います。
- 学校図書館が魅力的な読書環境となるように、読書センター・学習情報センターとしての機能を充実させます。
- 研修等により、司書教諭をはじめ、すべての教職員が、子どもの読書活動推進の意義や読解力向上の重要性への理解をより一層深めるように促します。
- 「どくしょにつき」や読み聞かせの活動などを通じて、民間団体、社会教育施設、県立図書館・中央公民館図書室等との連携の充実を図ります。
- 全校一斉読書の実施や、民間団体と連携し読み聞かせ活動の充実を図ります。
- 先進的な実践事例や取組に関する情報収集を行います。

【現状と課題】：石井・高浦中学校

町内の2中学校においても、全校一斉の読書活動として、「朝読書」の活動を行っています。石井中学校では、朝の学活前の8時25分から8時35分までの10分間の週5日間、自分で選んだ本を読む「朝読書」の活動を行っています。熱心に取り組んでくれている生徒もいますが、なかには宿題をしている生徒もいるため、継続して指導を行い、改善に取り組んでいく必要があります。高浦中学校では、朝の8時10分から8時20分までの10分間の週5日間を「朝読書」の時間としています。生徒自身が毎日読みたい本を持ってくることとなっていますが、学級文庫の本を読んでもよいこととしており、生徒が朝から心を落ち着けることができる時間となっています。

さらに、中学校においては、国語科の課題として読書感想文・感想画コンクールへの応募などの取組も行われています。例えば、高浦中学校では1年生・3年生の国語科の授業において、ビブリオバトル*1を実践したり、特別支援学級を中心に読書レポートの制作・掲示したりといった授業と連携した活動が熱心に行われています。

また、月に1度行われるPTAはぐくみ読み聞かせ隊による絵本の読み聞かせ活動など、さまざまな取組が実施されています。PTAはぐくみ読み聞かせ隊による絵本の読み聞かせ活動は、8時10分から8時30分の間で行われており、各教室で1名ず

つPTAの方々が読み聞かせをしています。1回の活動で読み聞かせを行う本は1～2冊と少ないですが、活動後には、活動に参加したPTA各位によって感想や課題についての話し合いが行われており、充実した読書時間を提供することができるよう日々研鑽がなされています。

さらに、図書室では、学校図書館の活性化のために、生徒会図書委員による図書のPOP（見出し）作成とポスターの掲示や書評の作成と掲示、スクールサポートスタッフによる運営補助といった活動が精力的に行われています。例えば、両中学校では、2カ月に1回生徒会図書委員が交代で委員会からのお知らせや図書紹介などを掲載した「図書だより」を発行したり、全校集会で生徒会図書委員会からの呼びかけや「夏の読書をすすめよう」などと題打って、年3～6回、1ヶ月間の個人の読書冊数をシールで表示して調べ、学級として読書冊数が多かったクラスに「読書賞」を表彰しています。各図書室の開室日は月曜から金曜日の昼休みの25分であり、いずれも生徒会図書委員会によって運営がなされています。石井中学校図書室では年間平均で約200冊・高浦中学校図書室では年間平均で76冊前後の図書が購入されており、平和学習や職場体験の事前学習等でも活用されるなど、学習センターとして新しい知識や情報のつまった資料が生徒に利用されています。各図書室の日々の入館者数調査によると、石井中学校では平均で15人/日、高浦中学校では平均10～20人/日が利用しており、生徒達の読書意欲が感じられます。

しかし、設置スペースが限られ、書架の増設が難しいことや、学校図書館にふさわしい優れた本は毎年多数出版されており、最新かつ正しい学識が掲載されている資料を提供したいという願いはあっても、図書の購入予算を増額することが難しく、生徒から寄せられた購入希望をすべて叶えることができないという課題も残されています。

2年生に実施した『「読書の生活化 プロジェクトV」アンケート』の統計調査結果*2によると、石井町内2中学校の生徒の1日の読書時間は、朝読書の時間を含んで平均21分～22分であり、文部科学省による『平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査』の質問番号19における「学校の授業時間（朝読書含む）以外に平日1日あたり読書をしている時間（教科書・参考書・漫画・雑誌を除く）」の回答のうち、全国平均で最も多かった『10分以上、30分未満』という回答に該当しています。これは一見全国平均を満たしているといえますが、学習活動の一環として行われている朝読書の10分を除くと全国平均の下端に近い数値になるため、今後も生徒自身の自主的な読書活動の促進を図る必要があります。

また、先述の入館者数調査からも分かるとおり、当町の各中学校図書室では、日々積極的に読書に親しむ生徒の姿が見受けられます。しかし、その利用人数の割合は全校

生徒数に対して1割に満たないことから、より多くの生徒に利用啓発を行う必要があります。しかし、中学校では、読書推進のための活動機会や時間がとりにくいといった現状や読み聞かせグループの人員確保の難しさ、子どもの頃からの読書習慣が身につけていないといった多くの課題があり、これらが学校及び家庭における読書推進を阻む要素となっています。さらに、学年が上がるに従い、学習や部活動・通塾に要する時間も増え、読書に費やす時間を確保できないという問題があります。こうしたことが、利用率の向上を目指す上で最も大きな課題となっています。

しかし、そうした困難な状況にあっても、学校において読書活動は各教科等における言語活動の充実に繋がる重要な活動であり、学校図書館の活用等によって、学校における言語環境を整えることが今後さらに必要となります。

*1 ビブリオバトル【書評合戦】の実践手順

- ①図書室の使い方の説明を受け、実際に使いたい書籍を探す
- ②①で選んだおすすめの1冊に関して優れた表現や感動する点などをまとめる
- ③4人のグループでまず書評を発表し合い、代表者を決める
- ④学級で各グループの代表戦を行う。発表・応援発言、他グループへの質問などを行う
- ⑤投票を行い、チャンプ本、個人賞、グループ賞を決める

*2 「読書の生活化プロジェクトV」調査結果詳細

石井中学校 2年生読書時間平均(1日あたり) 10月21日(月)～10月27日(月)実施(123名)

一日平均読書時間	全く読まない	10分未満	30分未満	1時間未満	2時間未満	合計	平均
人数	19	28	46	21	9	123	-
時間平均×人数	0	140	920	945	810	2815	22.886

高浦中学校 2年生読書時間平均(1日あたり) 10月14日(日)～10月20日(土)実施(51名)

一日平均読書時間	全く読まない	10分未満	30分未満	1時間未満	2時間未満	合計	平均
人数	3	21	15	7	4	51	-
時間平均×人数	0	105	300	315	360	1560	21.176

※時間平均・・・左から各1人あたり0分・5分・20分・45分・90分で計算(例:5分×28人=140分)

【具体的な方策】

- 生徒が読みたい本の情報を把握し、本に親しみを持てるように、図書室や学級文庫・図書コーナーなどの環境づくりを行います。
- 学校図書館が魅力的な読書環境となるように、読書センター・学習情報センターとしての機能を充実させます。
- 研修等により、司書教諭をはじめ、すべての教職員が、子どもの読書活動推進の意義や読解力向上の重要性への理解を、より一層深めるように促します。
- 民間団体、社会教育施設、県立図書館・中央公民館図書室等との連携の充実を図ります。
- 全校一斉読書の実施や民間団体と連携し、読み聞かせ活動の充実を図ります。
- 先進的な実践事例や取組に関する情報収集を行います。
- P T Aはぐくみ読み聞かせ隊による絵本の読み聞かせ活動を、今後もP T Aの協力を得て継続します。
- 朝読書の活動を継続し、不読率の改善を図ります。
- 生徒会図書委員会による図書室の掲示物及び書評の作成・展示に創意工夫をこらします。
- スクールサポートスタッフによる運営補助を行い、生徒に負担の少ない運営を行います。
- リクエストボックスの設置を継続して行い、より生徒のニーズに沿った選書を心がけます。
- 図書室利用人数のクラス別集計を行い、上位3クラスに表彰を行うことで、互いの読書意欲を高められる雰囲気づくりを行います。

《各学校の取組風景紹介》

◎石井小学校



絵本を使っでの読み聞かせ



大型絵本の読み聞かせ

◎浦庄小学校



席について読み聞かせを聞く



全員が見やすいように床に座って聞く

◎高原小学校



教科書に載ってるおすすめの本の紹介コーナー



親子読書会でのプロジェクターを使った読み聞かせ

◎藍畑小学校



教員によるストーリーテリング*



絵本を使っでの読み聞かせ

*ストーリーテリング:語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

東京子ども図書館などで講習会も開催されている。

◎高川原小学校



「朝読書」の活動の様子



耳をそばだて、前のめりで話を聞く子どもの姿も

◎石井中学校



P T Aはぐくみ読み聞かせ隊ミーティング



絵本の読み聞かせ

◎高浦中学校



平和学習の戦争レポート作成作業風景



グループ内でのビブリオバトルの様子

第3章 家庭・地域・学校の連携による子どもの読書活動推進

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進する上で、家庭・地域（公民館・読書ボランティア団体等）・学校の連携・協力による取組が広がっています。

今後は、家庭・地域・学校の施設、諸団体が一体となった地域ぐるみの取組を推進する体制づくりが重要です。

本町では読書ボランティア団体による各所での「読み聞かせ」の活動や、平成20年度から子育て支援課と主任児童委員・保育所等との連携により開始された「ブックスタート」事業等を進めております。今後は、このような活動をさらに推進していくことが必要とされます。

【具体的な取組】

- 「石井町子どもの読書活動推進協議会」を設置し、推進状況の確認や、関係機関・民間団体等の連携策について協議・検討を行います。
- 子どもの読書活動に関する講演会・研修会を開催し、関係者の連携強化を図ります。
- 中央公民館図書室等の蔵書や新刊紹介について、積極的な情報提供を行います。

第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが重要であり、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が必要です。

本町では、読書ボランティア団体による「読み聞かせ」等の活動が、学校及び各社会教育施設で熱心に行われています。

今後は子どもの読みたい本・おすすめの本についての情報や、学校・公民館・関係機関で行われる地域に根ざした様々な読書活動やイベント等の情報を収集し、町の広報紙・ホームページ・SNS等を通じて積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性について啓発を図ることが重要です。

また、「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものであり、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事を実施するなど、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）においても具体的な取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- 「子ども読書の日」（4月23日）を中心に読書活動に関する行事・イベントを実施します。
- 広報紙・ホームページ・SNS等の各広報媒体により積極的に情報提供を行います。
- 具体的な子どもの読書活動推進の取組方策や、先進的な実践事例に関する情報の収集と提供を行います。
- 学校・公民館等において、推薦図書展示・紹介に努めます。
- 国、県の表彰制度を活用し、読書活動に関する取組の奨励を図ります。



～日本十進分類法に基づく資料分類について～

日本十進分類法 (NDC/Nippon Decimal Classification)

図書館での図書の効率的な利用を図るための分類法。近代的な図書の分類法として最初に考案された M・デューイの『十進分類法』 Decimal Classification (DC) を日本向きに編さんしたものが NDC です。

NDC の見方

NDC は主に 3 桁の整数と小数点以下第 3 位までの計 6 桁で細やかな分類に分けられています。石井町中央公民館図書室では整数 3 桁のみでの管理を基本として行っているため、ここでは上 3 桁についてのみ説明します。

①百の位の数字 (0～9までの10分類)

0 : 総記 1 : 哲学 2 : 歴史 3 : 社会科学 4 : 自然科学 5 : 技術. 工学
6 : 産業 7 : 芸術. 美術 8 : 言語 9 : 文学

②十の位の数字 (①のそれぞれの数字の分類ごとに10分類)

例 : 900 番台の場合 (上 2 桁のみ表記)

90 : 文学 91 : 日本文学 92 : 中国文学. その他の東洋文学 93 : 英米文学
94 : ドイツ文学 95 : フランス文学 96 : スペイン文学 97 : イタリア文学
98 : ロシア. ソヴィエト文学 99 : その他の諸文学

③一の位の数字 (②のそれぞれの分類を更に10分類)

例 : 910～919 の場合

910 : 日本文学 911 : 詩歌 912 : 戯曲 913 : 小説. 物語 (※1)
914 : 評論. エッセイ. 随筆 915 : 日記. 書簡. 紀行 916 : 記録. 手記.
ルポルタージュ 917 : 箴言^{しんげん}. アフォリズム. 寸言 918 : 作品集
919 : 漢詩文・日本漢文学

(※1 当町図書室においては一般向けの現代小説=F 低学年児童向け児童文学・童話=D 絵本=E 幼児絵本=ES といった独自分類がこれに準ずる。ヤングアダルトの小説については NDC に基づいた分類を行う)

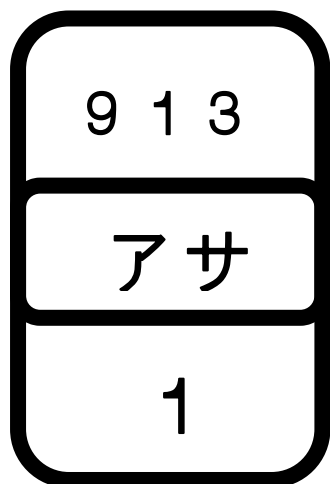
中央公民館図書室における NDC に基づく分類とその探し方について

当室では、NDC による分類に加え、背ラベルの色による対象年齢の区分や、読書日記用・大判の絵本・グローバルコーナーなどの別置資料用のカラーシールで排架場所を示すなどの工夫を行い、視覚的にわかりやすい排架が出来るように心がけています。

また、資料の背ラベル2段目にその資料の著者・編者の名字(ファミリーネーム)頭2文字を表記することにより、より迅速に資料を探す事が出来るようになっていきます。

具体的な例について

例：バッテリー I /あさのあつこ を探す場合



←9(文学)・1(日本文学)・3(小説・物語)

←あさの あつこ のアサ

(※が→カ, ぱ→ハ, つ→ツ, 長音→読み通り に表記統一)

(※外国の作者の場合:J.K ローリング→ロオ)

←巻次(シリーズ物の場合のみ)



1.OPAC(オンライン蔵書目録)でタイトル等を検索し『背ラベル』の文字列を見る

今回の場合は 913/アサ/1

2.左図の案内表示(館内サイン)のある本棚を探す

3.タイトルと1.で得た背ラベル情報を頼りに本を探す

左から右へ順に番号順かつ著者50音順に並んでいるため、

①背ラベルの数字②背ラベルの著者欄③タイトルの順で
絞り込むとよりスムーズに探す事が出来る。

現在日本の学校教育では、図書館を活用する学習は積極的に行われ始めていますが、NDC について本格的に学ぶ機会には実に少ないのが現状です。生涯学習の観点からも、必要な情報を選び取る情報選択能力や、そのために様々な手段を用いて情報を探し出す情報検索能力は必要不可欠です。

このことから、当町の図書室では幼い頃から上記の写真のような案内表示(館内サイン)などを通じて十進分類を体感的に学び、将来的に学習センターや情報センターとしての図書室機能を十全に活用し、充実した生涯学習活動が行えるよう、児童向け資料についても、大部分を大人向け資料と同様に分類・表示・排架を行っています。

コ ラ ム

～石井町移動図書館車『ふじっこ2号』の取組事例～



ふじっこ2号は、2016年に老朽化により引退した石井町移動図書館車『ふじっこ号』の後継にあたり、令和元年度から運行を開始しました。町内11カ所を巡回し、載積資料のほか中央公民館所蔵の資料を取り寄せるサービスも行っており、中央公民館に足を運びにくい方々にも図書に親しんで頂けるよう、日々創意工夫をしながら運行をしています。

ミニ特集コーナー

限られたスペースではありますが、映像化作品や季節に合った特集などを展示し、興味関心をもって頂けるような展示を心がけています。

また、定期的に新刊図書や中央公民館と共用の資料などを活用したり、希望の多かったジャンルの積載を増やすなど、ニーズにあわせた蔵書管理を行っています。



移動図書館車『ふじっこ2号』巡回地（令和元年度）

- ・ファミリーマート浦庄店
- ・曾我団地集会所
- ・石井町公民館 浦庄分館
- ・石井町公民館 藍畑分館
- ・石井町公民館 高原分館
- ・阿波食ミュージアム
- ・フジグラン石井店
- ・高川原簡易郵便局（ウエタ郵便局）
- ・あべ歯科（竜王団地）
- ・石井町役場
- ・石井小学校尼寺分校

☆巡回日ごとに午前・午後の2回運行

☆巡回予定カレンダーを広報誌・石井町ホームページ・公式Instagramで掲載しているほか中央公民館で配布しています。

コ ラ ム

～中央公民館図書室の読書週間事例紹介～

貸出利用促進企画①



中央公民館図書室及び移動図書館車では、貸出利用の促進を兼ね、雑誌等に付随していた付録等を景品としたくじ引きやスタンプラリー等、利用者の興味をひく企画を例年実施しています。令和元年度からは、移動図書館車でも読書週間企画の簡易版を実施しました。

貸出利用促進企画②

貸出利用の促進及び除籍資料の廃棄削減のため、除籍になった昨年度分の雑誌や寄贈図書で蔵書基準を満たさないもののうち、寄贈者から読書週間に配布する許可を頂いた資料などを、貸出利用した方に1人3冊を上限に無償配布を行っています。



親子利用促進企画

毎週火曜日(第5週以外)に実施しているボランティア団体による読み聞かせも、読書週間期間中は、通常の読み聞かせと少し趣向を変えたもので行っています。



コ ラ ム

～中央公民館図書室と町内教育施設の協働事例紹介～



町内中学生の職場体験

例年秋頃、町内の中学生数名を招き、職場体験を通じて、図書室の使い方や図書室の仕事、本を大事にすること等について学ぶ機会を設けています。

また例年『きょうの絵本』コーナーと『ヤングアダルト・絵本の特集』コーナーをそれぞれ班で考え、展示する企画も併催しています。

同世代の図書室利用者の興味関心を喚起すると共に、参加した生徒が学校生活において友人などに本を薦めるプレ体験として役立っています。

幼児期からの親子読書体験

子育て支援課等との協同により、平成20年度から4～5ヵ月児健診の機会に赤ちゃんに絵本を贈る「ブックスタート」事業を行っております。

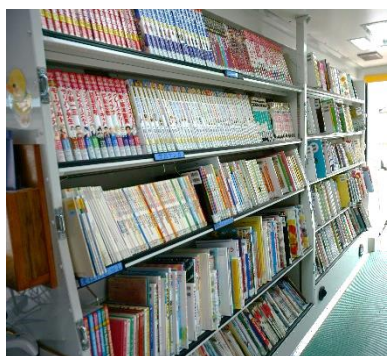
令和2年1月分からは公立保育所の選定分に加え、中央公民館に所蔵している蔵書からも、おすすめのブックリストを提供しています。



読み聞かせ体験から始まる読書体験

移動図書館車応援隊『ふじちゃんず』による石井町内公立幼稚園及び保育所での読み聞かせの実施日に移動図書館車も随行し、資料提供を行っています。

移動図書館車には、有志の方々から寄贈された絵本や中央公民館から持ち込んだ準新刊絵本などを多く積載しており、読み聞かせからの興味関心を引き込む工夫をしています。



コ ラ ム

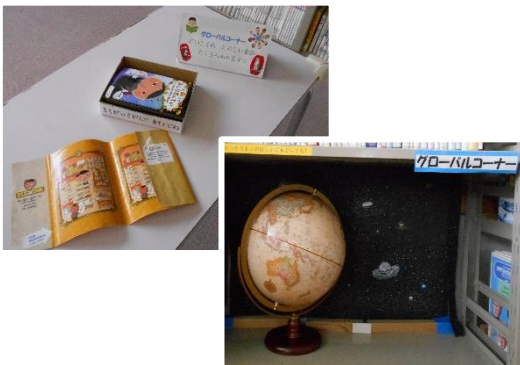
～中央公民館図書室の取組事例紹介～



毎月の特集展示

中央公民館図書室では毎月職員がテーマを決め、大人・ヤングアダルト・絵本のコーナーにそれぞれ15～20冊程度を面出し展示し、貸出を行っています。

また、職員オススメの本・映画やドラマの原作本の不定期更新の特集コーナーも設置しており、利用者から親しまれています。



「ふれる」で学べる図書室

当室には、大型絵本・紙芝居・絵本・児童書といった「読む」資料のほか、グローバルコーナーの地球儀や児童書のカバー裏のおまけを活用した迷路遊びができるコーナーなどがあり、本を読む以外の方法でも知識や好奇心を満たす取組を実践しています。

グローバル・新刊の案内

過去5か月分の各新刊図書およびグローバルコーナーの新刊・新規寄贈図書を面出し・棚差し形式でカウンター前に大きく展示しています。なるべく多くの方に借りて頂けるよう、新刊については一人5点までに制限しています。



【 資料 】

石井町「子どもの読書活動推進計画」策定委員会 委員名簿

名 前	役 職 等	備 考
中村 淳	教育委員会 次長	
多代 かえで	石井中学校 校長	中学校代表
喜多 利生	石井小学校 校長	小学校代表
麻植 康代	石井幼稚園 園長	幼稚園代表
奈良 貴美子	子育て支援課 課長	保育担当課
西村 千代美	高川原保育所 所長	保育所
岩本 由美子	読み聞かせグループ団体	石井町ひよこクラブ
遠藤 千亜紀	読み聞かせグループ代表	移動図書館車応援隊 『ふじちゃんず』
河崎 和正	中央公民館 館長	中央公民館

	事 務 局	
鎌田 克己	社会教育課 課長	
黒田 千秋	社会教育課 主査	

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)(法律第五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○学校図書館法

(昭和二十八年八月八日)

(法律第八十五号)

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かななければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条線下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2次石井町子どもの読書活動推進計画

令和2年（2020年）3月発行

発行：石井町教育委員会 社会教育課

住所：徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL：088-674-7505

FAX：088-674-8868

<https://www.town.ishii.lg.jp/>